

松山広域都市計画生産緑地地区の決定（松山市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように決定する。

面積	備考
約 1.39 ha	1 約 0.36ha（土居田町） 2 約 0.69ha（東石井六丁目、北土居五丁目） 3 約 0.20ha（下難波） 4 約 0.14ha（古川南三丁目）

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

（理由）

上記の区域は、都市環境の保全等、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しており、「松山市生産緑地地区の指定等に関する要綱」「松山市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」に適合するものであるため、生産緑地地区として指定する。